



官  
刺  
孝  
義  
錄

卷  
廿  
四

陸  
奧  
十三

9  
1596  
24





門 9  
1596  
24



孝義録卷之二十四

陸奥國十三

孝行者在右馬場

耶麻郡雄國新田村らら七か末とらふ和日松右馬場と  
いふる百姓あり高と十二石と斗ありりて是つ孫乃  
仍ひ人ふすれ親につて孝とそと家共ららる  
和光して農業より心をゆる公納滞とる事お  
父と市左馬場といひ一と良村い孫成るも一ゆと  
まくと醫務とそせしは志志おしめやを以て  
すうとてつとつれとわとつとむみとつたのえ











會津郡西柳原村に熱十年といふる百姓あり言ふ所  
 八斗の力ありといふ所の妻をむけといふ二人といふ実  
 義ありありなりと親小孝ありよびきんく農事と  
 法と先公納とかけると里れめのもも睡して抱あ  
 せむいふとせむ事ありと父と熱左邊つとらひくつさ  
 時々の目ばやせけるつ丹よとあめりさかめと  
 かなと冷身入うとくありゆめくむととらひに老さ  
 らむひ妻のうせめけりといふとさう小氣カも善人  
 きれひの憂をさすく事ありわらうんとて寺れと  
 きく温泉のひるくつゆめくくさくさくさくさく

迺以爲之徒小孝ありと安永八年九十歳日いつく傾  
 けりといふ老をさぬ技持業とてあめりか列よ加らり  
 也及熱十年といふる義ありけ村の役人に礼め  
 くりといふ夫婦して抱れて父にといふ熱年の恵れ  
 といふけること一家のめめもさすといふとあめり  
 持業のめめりといふと外れ用とらふとてさうく人鮮  
 といふまぬハ初めりか教とむる料といふといふといふ  
 小いけりといふも帰れといふ側正ゆめくといふ日れあ  
 らぬ道とさうの事抱といふけり親の自志の  
 再といふといふとらめさうといふといふといふといふ















給くをさひひ身と粉小碎をいせりせりせり  
 知とてり喜ぶともまやと海と流してりやと  
 ふとのあともりに服くけりそれとわふまうし  
 ときく救まらうふらふらひるまらまえとせり  
 史食の料とて必痛人初推のりれと喜ひ田畑  
 乃事とてふして貢物とて諸乃割符あてそれ  
 妻れ力とのあもあせけり或ハ人小をていれ  
 ころつれ賢とてころま塩味等のまらとと補ひ  
 或と芥菜とつとく市にらとがしれ優と好り  
 海をりといく前をあよすくた病ハ草履を鞋と

けくまの世とてるりさるますけとて史婦よもの  
 衣殿はけく小洗ひくこく人せ夏の病者と稚子と  
 の紙帳乃らにふせとて外母らりあかき  
 ことけく冬れ日と流れた衣をうらりこころ  
 弟とつ入らるるおれ上りて物物まらハ孫味あて  
 史とてうなぬとて買力と史て増り主人より  
 得らまらめいあまのあまあてくよあてとて後たあ  
 史婦乃もれ史とあまらうとてあてらたうらり  
 うもりたら史史もれあてあて小あてくあて  
 史と寛政二は史まより褒美してまてあて



忠義者傳吉

大沼郡下木塚村乃行英後と法とむる之節次  
 下は之男に傳吉といふものなりとて八回之節十二  
 所新田村乃民を執り初と法とむる十六歳とて之節  
 次より此稚子のおよしといふことなる事とつとより  
 に十七歳より農とつとて人乃數日加りといふこと  
 りの貧しき家よりとて和夕の畑をとり移り又は男  
 をとりてとて主人のりといふことあり十二年のつと  
 奉ふといふ事あり男をとりといふことありといふこと  
 といふ事ありといふ主人のりといふことありといふこと

お入をうち海をとりて和乃とて用ゆるとして主人  
 の心海をうりといふ天明四年春主人和母若松の城  
 下に和事ありといふ事ありか下小松村乃渡船くはへ  
 りといふ事ありといふにありといふ海をりといふ海  
 へくといふ事ありといふ主人の母といふ事ありといふ  
 といふ事ありといふ小傳吉といふ事ありといふ事あり  
 といふ事ありといふ數百間乃荒波をりといふ事あり  
 申といふ事ありといふ事ありといふ事ありといふ事  
 始終といふ事ありといふ事ありといふ事ありといふ事  
 取抱といふ事ありといふ事ありといふ事ありといふ事



と爲りしを爲りし上某海村のそすけ船出てよ  
やまらちあへ引とせり同く衆のそせり中ふそ  
とそやうふる男と入水日満き死せりとの曰ふ人日及  
ひしにふるむ人の命代金くせり半部と人に傳存  
と忠ん日よけりこく寛政二年領金より某とそを  
と高に獲貴せりあり

奇物忠七

忠七は太田郡高田村の氏なり生れつと篤実よて  
身代りといふ後一志とくわらうと貢物と主人  
の家の内親族とも睦く一村乃らら初とそ曾

祖父の代より家とそありとことばくとトツ人の  
りれもと及かしていさくかをもとつたる事なと  
臨味時水油をあるさるひて業と又質物ととり  
金銭とともかせり貢しれりれは用をたさるとり  
とあれとよふ川津と山と海非分の利をとうある  
つとて貧きとのみと定然とる利是のうらととも  
或とありれ氏乃公納りさつと或八月とこれ  
用にさるるといふ家とともやふるとするものあれと  
とれの僕とせりすゆくとむむとくおひりたては  
とこれりかうなり九月あり火乃是にあひとる















といひつねなる目と致すとは夜日ありて是乃罪  
 ゆれとゆくもくせれとあり食をとりつものたを致ひ  
 考れとてくうけをすすやうの志普治つて徒  
 罪小空り技抄の事成もつてせらめされとんか  
 ろくまを致すとてをらうくと折くの食持御つ  
 て賜とて此れ貞節をくひあつてあ末の代乃  
 澄とてありとあまうくと領まうの貴英して茶  
 とてせつは寛政二年の事なりと  
 貞節者とよ  
 孝行者なり

若松の津下寺町に文吉といふものありむと公を安町  
 あり飛治とありとてとて死つていそく霞へあり地を  
 と人にゆつるところくの借屋よとぬひとは寺  
 町に教借屋つてをうくにををりつうぬとて人  
 けら小おまははとありとて一病をゆ飛治乃其書  
 なるのゆつて男女二人の子とてを合せて二人の口とて人  
 ときもたあまうとて年れはより男子とて畑後と  
 といのりら小おまははとて書ハナ二にふるはる娘とて  
 小おまははとて書ハナ二にふるはる娘とて  
 といふふれとて小おまははとて書ハナ二にふるはる娘とて



利を又まうら夜をもおぼく兼味増ふと求むゆ  
 て懐ふく新た松乃枝より一葉つて背負ふり  
 丈此を小食と個しとあすも又和ふ入りり  
 とも夜中さく教まきくせあけける娘さまいおさ  
 ちれと涙なるあひし用うるおさつる外さるるは  
 ちうして日夜又母乃をいさすけくはかふまゆ  
 事あまの家のうられはれはれはれはれはれはれ  
 ちうして母乃と失てよふと人のすしむは又成らん  
 ともあめんと事あひもよら夜とてうもつて女  
 人のかよそやもかまはれもさやまうらうらん成る

よるの故をいぬるまきくはまきけしとちうらう  
 夫人の組乃りのうらまは又此病をさするの善たも  
 れるまきく業にうら母救ひと求むへうら夜とら  
 痛ふあまのうらうらうらうらうらうらうらうら  
 らゆけつととゆめ人くといふは又娘を母の志をうけ  
 つまあまのうらまきくはまきくはまきくはまきく  
 をと得んも親の病のゆけあまのうらまきくはまきく  
 ちうらうらうらうらうらうらうらうらうらうら  
 ちああらんといひはれうらうらうらうらうらうら  
 由り寛政二年に所乃後人領主小治へ出さるは



養父母とて、多量とて七娘を、及町を移して、先  
平より、

孝行者佐々木孫右衛門

若松の城下甲賀町博多町の捨取を佐々木孫右  
衛門といふ者、此二の町ハ工箇新とて、孫に、とれ  
く、産業に怠り、たゞ、賣買、此法正しく、志て、言  
き、利と、貪り、次、組乃、ら、れ、り、の、由、り、教、と、守、り  
て、と、母、ハ、甲、斐、町、に、と、り、母、父、を、又、孫、右、衛、門、と、い  
ひ、つ、つ、八、五、前、日、退、り、さ、て、け、織、と、子、に、由、り、つ、つ、あり  
父、乃、は、先、く、附、と、家、に、と、り、里、山、も、直、く、と、り、

延享二年に、故、主、の、賞、に、由、り、年、と、と、り、と、り、  
を、守、り、の、ち、り、き、今、乃、孫、右、衛、門、も、又、父、に、と、り、  
あ、れ、移、し、る、り、孝、天、明、日、年、れ、ら、り、母、中、風  
と、な、り、て、母、と、母、も、あ、り、と、り、と、り、と、り、と、り、  
看、病、と、り、側、と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、  
と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、  
服、と、り、と、り、床、の、安、相、和、り、と、り、と、り、と、り、と、り、  
と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、  
活、む、者、也、も、痛、つ、と、り、と、り、老、衰、乃、月、ち、り、れ、と、り、と、り、  
と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、と、り、



ときも又うせぬ二親をいかにあつたうとく後由家乃  
 うちれ事すて父の存代改りたつとそれ像  
 と終るにく恥を悔ふ心忘日にあつていすすゝあ  
 しくせしめしむるにせしむるに用れるありて出せし  
 つゆひつゆふとせしむるに用れるありて出せし  
 とはく寒暑乃時をうあひ白時の味をうあひあ  
 せ給時小異るふるたのう父孫を思ふと中と作ぬと  
 けいふ中宗氏よきとされしとて父兄の風をまじりて  
 せしむる家にありしと見給病の時を日夜にまじりたけ  
 しく小まきの長月より病うふせしむるに今乃孫を思ふと看

病しむるにせしむるに用れるありて出せし  
 心甚く憂ひにむる倦るをうあひとて二番とて入  
 次して居しむる念はれしむるに同年の言なりせぬ  
 まこと父ふれしむるに世にむるに志ふしとて願を  
 たり寛政二年小宗をこととてとてせしむる

忠孝者田次郎

田次郎は若松の城下材木町乃年貢地小宗とて忠孝を  
 う二男たつと忠孝傳つとてとてとてとてとてとてとて  
 かつとて忠孝傳つとてとてとてとてとてとてとてとて  
 小宗はとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて



養子とてその姓名と改りてあま村武吉とすなり次郎  
 苗次郎ハ切とすなり倍菓子乃教とすなりてを以ていも  
 走つけとハ苗次郎とすなり十甲の付領主の源行合田吉助  
 のりとに七年此季とすなり牛子とすなりて仕人として十  
 のち海とくさつとすなり勤め去る年よりそれ懸は報公  
 んとく帳をもつて次郎とすなり牛子の中に忠勤とすく  
 しくゆとるは漆物の事ハ家士乃江戸のありきなり又ハ  
 婚礼乃うとすいふと日に眼ありてせりてこれのな  
 りハ苗次郎カと借すハ男のははとをそと忘とくねハ  
 使日出重と漆物をとすなり夜ハあく朝日の漆とすなり

暇あきとて薪とすれ庭とすよとすくそとをそとにき  
 並助の家産とすなり傾きて牛子の事とすゆれとすハ  
 苗次郎一人とすゆりて多し人との事とすはと先か  
 しての料をとすなりいふとすなりいふとすなり主人の  
 カとすなりいふとすなり主人もとすなりいふとすなり  
 とすせまはいふとすなりいふとすなりいふとすなり  
 せもいふとすなりいふとすなりいふとすなりいふとすなり  
 う二親とすなりいふとすなりいふとすなりいふとすなり  
 田季籠よりくふ家とすなりいふとすなりいふとすなり  
 せはくいふとすなりいふとすなりいふとすなりいふとすなり







つらおれも田次所志小りあや兼たをと給りしとそ  
めとよりの貧賤の家にいまはく物もあらずともか  
ましをとおつら忠孝れをふりて親族をわたり  
他人もてりくむはふせぬ事大方なるぬりうとて  
寛政二年領主より復命して幕府あえりてん

奇特者内者平左衛門

内者平左衛門八岩瀬郡須賀川町よとむ紳士なり言五  
十石ありおとく父のせりの家豊りにて貧賤民を  
賑を濟する多りのさしを國乃さるりてをてふとあけさ  
りのまゝありしと領主を怒へく志をくおとせり

いづく禁められと年久とさるりてあををむへくと  
なりしと彼父ありの赤糸をて風俗となし中  
貧苦にせまむとあそむるもあらめとく元文の  
頃より思ひかこ町乃内いりてをれりての村  
まあも子と育とるぬる貧を者に人毎に金一あを  
にへは平左衛門とてりて賑をせりて多りの  
しかは領主よめえと宝曆十年六月五子石の禄と  
あへて仕士とあつらふは深増りてあつらひ  
明和二年八月次賀川町の代官にあげ近江の目付と  
も兼とあつらひのちあ後を子平次右衛門の家を譲り



くいふ事とすまこと父祖乃志をうつこと代きく海老わ  
う小貧民を救ふことありん

奇物者常松治右衛門

岩瀬郡鏡沼村乃の士常松治右衛門の代に庄屋たりし  
とて村の内におもひまじりやうありし村人の貧物ま  
役乃金目滞り又と馬買金ふれ吉凶非常此費あは  
し物あはし金目滞りてくを急を救亮僕いふふの  
ありてりていふ心にもあはし悲しむれを急む  
とのあはしむとてりて村人も又滞りたりし小仁井  
田村といふ所乃里人をうく離れて一村を急む

せせと悲へけ村乃名主とも急せりてこれとてり  
扱ひ新又百姓をころとてりて自依の村もかく急む  
く庄屋給とてりて急むれ給とてりて村人は  
かきとてりて時の費よとてりて急むとてりて用由  
急とてりてりて室曆十三年六月領主乃沙汰と  
て鏡沼仁井田二村乃大庄屋にあげ十石の禄とて  
事とてりて復り急むとてりて此玉の急むとてりて  
急むとてりて急むとてりて急むとてりて急む  
國中の民やうくに減く小女子少く又度の急  
数多給とてりて急むとてりて急むとてりて急む



のれもまわくはまもあも先さうさ終よりぬかうさ  
 今く子とささく海さうさうりやう終るもさあさうめ  
 さく領主よりそ生育さくれびさうさくわされ  
 さ文にさむいさささく次次存た思ひけるさ  
 向く百領乃内さうさ越後公八人の数多く入り  
 物さうさてよ成りささ子をあげさ終るさうさ  
 習らりふれは彼因乃女さけ地り極くふさとのら  
 うさ風俗小あさるもあさあさうさく領主より  
 つけさう費とりて彼まに人とさささうさ終るさうさ  
 ああこれ女子と具さうさあさうさ終るさうさ終るさ

出さひさうさてをれあさうさ此あふ人くふらさ人さ妻と  
 ちううわちて彼うな妻乃如く子とさ終るのさうさ  
 さあさうさう領主はささく寛政二年又と獲養  
 さあさ十石此種とさうさ人さ士さうさ船中の目付に  
 つけ終るも貧さ村ささうさ此は牛さうさ終るさ終る  
 さうさ  
 貞節者さうさ  
 さうさ安達郡長臨沢村の百姓長二病さ妻あうさ  
 十二日さあさうさうさ終る目さうさあさうさ終るさ  
 七年さうさうさ病加さうさ起外さうさ終るさ終る七十七



及毎らに子ひまこ稚くて抱乃用ををきくねく六石  
 あまの持高のうらまへ人いゝあ作ををまご  
 つら耕く暇あれん山林のうらまへを破を馬り  
 負きて稚子よ口をせこもねらぐ城下に新築  
 又は榮酒屋うれぬよ町人あつて二人よをりや  
 親族又とあつて遊ごのぶも憐れ田地とらて  
 一目と送る事つとをたつてよふと初めくか  
 先祖より傳へく田畑あれ人い懐らるる中  
 といふ事つとあつたはき遊れ人を志つて市より出  
 せり市人もあつてとせ田畑あれと里人下動して

耕くと助けをさつてゆふく人の恵りて事とて  
 うつともおほえは市人乃行へる野山の菜蔬を  
 携へり慈小礼つて又その家につては里人よ  
 ほう下部乃あつてふあつてをりて新を負を強り  
 こゝろを報いとなつてつたつておるもくも  
 つては享保十二年二月は年あつて入る  
 者乃者君之也  
 昔之巫女安達郡高越村の百姓なり父は清田  
 の持歩を家につてつたつてつたつてつたつて  
 年八月捕まれ是をさつてつたつてつたつてつたつて



一と城下にゆきて家より吉と申のむらに捕ま  
 乃りて主人に跪きて父事いひたる罪科を犯しぬ  
 ん思きりたる事なれどもとらへたるものなれは  
 我身と父の代りては捕法りかへして後日あひ  
 かりとれりの計をう及ぶとあはれはさし  
 くりぬ程なく父も海に身を村人共具して町乃吉行  
 所に至りしは金を禁獄せしれその吉と申も徳  
 有り財をいひさしれよこひせしめく上の悪と家  
 事父の罪科を我身小負をうりかへしてけりけり  
 さらんも我をもととし禁獄せしめ女抱えりハ

ゆきし後それとてとらへたる預ひりて代官乃  
 役所申を致し文をけしておまへはあはれと申  
 とれより預まへて文をけしは父はあはれと申  
 ありとあらはれしを捕まれぬのと差むけし  
 にとりおれぬかぬと申す孝心乃後をいひま  
 とく信四郎の罪とゆふて後より入しぬとてあ  
 後と若く申すおれまはれやうたのうりて國入りて  
 村の役人にあはれりしと申す

孝行者徳四郎

孝行者こしく















しくたあらぬ利を食らるるあり家富ゆふとあり  
 将と人の艱難ハえらじき人ハ頼まじり拯育の法  
 と定めしむるゆへに多きよせしめてふとあけし  
 の多しゆと欲を親族又とおしむる貧者乃  
 逆く病と人さしり人数貴文の錢をあらえて倉庫を  
 とき又天明二年石作の付食糧されぬの数千入り米  
 錢をさしやく振つけらうはまの多きゆとあり次関  
 東ゆもそあらしめられ凶作ありあか下じとまとい  
 来れる餓人乃とさしりあ人ぬよかぬ飢疲しとあり乃  
 是れよ無むと次乃年北正月元日より国正月二月まで

と家業をともあけらち日毎に粥をたいて飢人に施し  
 ぶよ極めて多と日と二百人よあえと人あ乃人数一  
 萬二千人あもあまうぬわとあり石作ありれもあより  
 一の胡より日書らましくととせしより民の内北者  
 盛りともひくゆへに終日休むもたうととせしや  
 程に日教終く後と倦つととかと家とせしとてんを  
 引きて意らむと人さしりかくと終るも技藝せしと  
 同と年の六月新田とあり格式ともあけしと  
 あり

孝行者春澤



安達郡糠澤村乃盲人春澤ハ年六十五ニシテ其妻トシテ具セテ八十六歳の母ニツクテ孝行セシメ  
當の飲食ともみつゝ個々進出する母乃ハ  
任されしつゝ年々十石餘りの田畑をもちあつ  
代はれ後母との別はなして先んずるを志す  
と思ひつゝて直裁とつゝ耕作よカとせしむ  
て其氏支て養ひたりこれ寛政二年十二月の半  
あゝ春澤年六十四歳とて世を去る

孝行者庄助

岡伊那西石村乃漁師庄吉其子よ庄助とつゝ其  
あり父を家貧しく時に病ちり母を起す自由な  
ら母を庄助八十二の年より漁船の水主になして  
父の薬費の助とあり其業に出る度毎に二親より  
暇とあり食物なりききありこゆやうりつゝ金  
事及必家法とせ推入二親乃とありと伺ひつゝ食  
も名ありあり十四五乃のり一人きりて漁の  
當りふかう孝心の徳ありつゝ母や稚さあり  
あもつてまゝ利とせしむるをせしめ父母と  
夜を帯にしつゝに付活ひ冬のはりあり



其父の足は膝のしこりと暖らふは暑と云ふ圓扇  
 をりて敷を拂ひ給ふと云ふ扱ふと云ふ村人も感  
 して飯酒をうめり給ふと云ふと云ふ身分も有り  
 試みく其れ解と治るうて給ふと云ふ夕の飯も  
 二親も及ぶのさ様と云ふと云ふ和布と云ふと云ふ  
 のありて糧と云ふ父と云ふ六十の歳も云ふ宝曆四年  
 小とせけらるる歳と云ふ徳常と云ふと云ふもたぐり  
 う二百文の錢と云ふ布と云ふ引くも寺傍と云ふ彼う孝  
 心と云ふ徳福と云ふ徳に管と云ふと云ふ母も六十  
 才と云ふ乃身と云ふと云ふ二人の姉一人の妹と云ふ

を一人の姉と奉ふに出く一人と人小娘と云ふ母と娘  
 と云ふ養ひつむと云ふ徳と云ふと云ふ孝と云ふ  
 孝と云ふと云ふと云ふ彼う十と云ふと云ふ宝曆六年  
 領主に云ふと云ふ二人扱と云ふと云ふと云ふ  
 と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ

貞節若み忠

其父と伊と那梁川村の百姓忠告と毒ありと云ふ  
 二十年あつと云ふと云ふ瘡と云ふと云ふ姑の怨と云ふ  
 と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ  
 次初八人並日苦と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ



薬もまうりうはとらをうくにはいりくかひれ  
 田畑家材とりとよりこつ個度の敷きてうりまを  
 今その日とて送りま人の家と流し置きて  
 價をうりも蚤とてい又ハ刈細りれは乃産されたと  
 一と二人と書むを食物とてらぬ折もハ二人  
 幼く成りていれを思へりまをけら痛のぢり  
 みて人の更らひもかるもあましく痛くのをきり  
 み急うんれれとあうんりすと憐れうり親里の敷  
 きをもとてうり家にゆりてまおと人よと睦  
 ひ後乃うりうとて定れくうかとはさうり

兼もまへとあつたもかうりハ又も人候れとてい  
 合の暇の状をきりけりふ火の中にあけいれま  
 といきけ父母とてうり親族のれれをわめりて  
 候とてとて再嫁させてんまと因りに計せり  
 えられと其後と親乃家もとゆりりり二親も  
 後まはと操と感してとてふ力とて二人う書いと  
 せり助もとて然るに六七歳あるとてまのちハ破き  
 とて終てとて是もけりりりり食物とりやうり  
 上流の念は又扱ひ始とてまうり六十日暮とあうり健目  
 て産業の手傳ひせんふとて強小とてり一人れ



カヨシヨク言ひたり此ノ領主に告ぐるものありきと  
寛政二年米を二石入て賞し

奇特者惣目録

津駐那芦根村の惣目録ハ若きより庄屋役としてよく  
村の目録をもちてよく困乃控をもちり結ぶ農事此  
つとめり心げよと奉命毎日耕作の時と考へ村人への  
教へまはせ居りて古事此事ハまじひは助けよ  
年の初と布此羽織乃ふる用ゆと人々此法をいふと  
酒出しとありてたると居りて次衣食此者日ごとて在  
家ともめとと考ふる事おと考ふ戒めと人とりあり

く此冠葉とていふふくちん人の作りとて六梅の文と  
りよりのよふりて導き中もとま実あつちりりのとと  
おととくに戒めけり貧乏りの衣に痛者ありとと  
けり醫者と招きとつとと家よけひく療治ととと  
其謝礼をととと費みてとつとと又商人の形よ  
まさんりとと懸へ古れ衣服を数多買控へ價を低く  
しとと賞あつとつととと利むととととちりりつと  
一村おとととして和れととととこれハ安永元年は國  
たりのつとととつととつとつとつとつとつとつと  
しとととととととととととととととととととととと



領主より人技おとくさまをあらへくを以てと顯て  
 く子の文口節あは父志を継ぐとて命しとて  
 我こそよく此世にきりて在屋お人組をまけりて乃  
 百姓もあまよく彼を教へてはて一村和順く風俗よ  
 ろしと事とを褒美しとて命をまけりて  
 里おれよりこれと熱口節うまけを稱して彼村を  
 麻乃上下とせしむに箱よおれとあ家此村の人  
 納免金しとあし

孝行 孝乃 次右衛門

田村郡横川村の百姓次右衛門と人となり海老屋より

幼き日より孝乃の源よりき父は享保十六年にうを母  
 六十七の頃より中風をなせりて疾痺ましく  
 起居もゆるぎに妻も多病なりて農業の賜あ  
 るも小任せ給て次右衛門一人は力ありて二十一年あぬ  
 日一日も怠らば次右衛門心をなす守山乃飲日  
 も他よりをたしめりて寒と烈しければ風去るは母れ  
 ちよとよとくをれんを欲とて茶を打まけ念と  
 ちりて外よりぬれぬとていふは次志とて執出  
 て二便をとりおとれぬの極りぬ烟草をぬとて  
 かと價もつとてとてとての葉をとて



定へりて入てたやせぬりまゝに給て乃食物ハ素に  
 炊てを稚子とて給仕させ我身も側目付とて  
 居る今かしくさかしく死してよふといふてをりあり  
 又母の病の新日此為七所乃皆川より毎日毎り  
 有る何れもふるやとける初よりけ直次よぶらまて  
 一日も怠れ事なかりしとて我身友とて貪吝の  
 事をも憐れとて人仕人仕とて勤むるもあつし  
 かと主の事なる身とておらんよ反親乃奉養ハ自ら  
 成り成りんとて死して後とぬとれと後とひしと  
 いふ坊より田畑まても賣とて孝義の助けとて

乃教り母よりけり半とてとて人夫ふらふとて  
 れ多かぬ時とて夜たよとてとて主度とて組頭  
 の許小由とて借名とて出まると組頭も彼り孝心と  
 感へ申とて厭へふとぬとて借ありとてとて  
 貪とて身かると人仕吉凶の事とて必を  
 ぬにゆて慈と助とてとて教りて村人もと  
 半代福とけり母は家乃賣とてとて  
 着れりやあると人仕とてとてとて  
 勞とてとて半代清とてとてとてとて  
 痛つとてとてとてとてとてとてとて  
 我身幸なり



天の恵をうけ母子少くもあはれけり行ふも是  
にまきゆへにこかき孝河系我子をれハ面うこめ  
田地を債ひ返へ家をも廣く管したくをを樂  
しく海を弟ら次へくかき入てさねるすの終へくす  
たうこ慈なり慰めなり又そま友のいふれはかきまう  
貧にこよふや先る屋といふは次右為のまをて入て母子  
決るといふ人なくあつとを樂とこといふへれ家乃  
賣れをを愁ひともかきもて使とさう言へら次右  
傷つう身小若き婦といふものありく人のまき子とさう  
程満をうてありけるう六日毎に必事りく安

吾とさふる意ら次彼も同れ賣者くそ母見とゆら  
かふの力とふけきと信ひ来る夜毎日つらぬものと  
推入まふとあ母にあへくうのひとせ兄の年貢とさ  
ぬら事るすうとかきさうして僕もせ兄身の中  
らひいと睦くかりとさうふるとと訥へ出くさ  
寶曆六年五月の初まうの叔をせらとて獲るをり

孝行者重之郎

菊多郡長子村の百姓重之郎ハ初さうり孝の心物の  
を家賣しこい人とを農事に怠ふるふらうい人  
年貢をとも等閑をうく納り天明七年のま貢とかき



まりしつ次乃身のまを迷にまきりかくりの  
 中めと二親の扱ひ慈しみ毎農業又とささぬる事  
 て他りかぬる事あれは初めををれなり乃  
 人ふあまくとおれぬ田作事とささる  
 日く此仕業ゆくと二親よとひくまじは任せ事  
 して若主の件より終つ時ハ女人よりささる  
 ちゆれらふ何事ともあつてささる事あり  
 其しよと養つてくまにうり父母にゆつて後  
 言つとささる人乃てあつて預るけしうふれ  
 果ふあま主人にささるおゆつて二親よりをれ雅き

りれ母まふいさかを主人を田畑とて其のりあり  
 のをれとささる人けりおれ二親母を養ふ事あり  
 うもささる事ありかして隠れしと作つて二親と主人  
 とれらふり内言意つて起外とささるおゆつて  
 きか衣とささるれはささる後母及こり各代隠れと見え也  
 状又と更役つてささるれは裸身に養ふとお着て出  
 めろる事あり多うの姉妹の主人をささるりてささる人の村  
 小嫁しゆささるしつ重き事あり妻れ病とあり二人乃  
 ふれしと雅くささる親苦あり人しつささる事あり  
 思ひしと父母とささる事ありささる事ありてささる事あり







甚右馬のちるめありふを源有つこつし甚右馬よく  
 自ら父よつて人々孝をそとて父の疾を癒と爲して七十  
 日と申す床にありて一日重夜とあく御をもちあせして  
 床の邊にわたりてあつてと申すつてと申すつてと申す  
 せりてと申すつてと申すつてと申すつてと申すつてと申す  
 人れとてと申すつてと申すつてと申すつてと申すつてと申す  
 暑くはとてと申すつてと申すつてと申すつてと申すつてと申す  
 高瀬新田といふ所ありて清くありて家ありて二十町  
 ありてと申すつてと申すつてと申すつてと申すつてと申す  
 父はとてと申すつてと申すつてと申すつてと申すつてと申す

ありてとてこれ自つてと申すつて父に美すつて次甚右馬  
 父事にしてふいふと申すつて一様多町ありてけりてと  
 つてと申すつてと申すつてと申すつてと申すつてと申す  
 せりてと申すつてと申すつてと申すつてと申すつてと申す  
 ありてと申すつてと申すつてと申すつてと申すつてと申す  
 父母乃胡父は佛前のごとをあらとてその妻とてと申す  
 物とてと申すつてと申すつてと申すつてと申すつてと申す  
 多人烟草れ火とて食するつてと申すつてと申すつてと申す  
 多くとてと申すつてと申すつてと申すつてと申すつてと申す











